

八戸都市圏交流プラザプロモーション事業業務委託仕様書

1. 目 的

「八戸都市圏交流プラザ 8 base (エイトベース)」(以下、「8 base」)は、八戸圏域※製品の認知度を高め、地場製品の販路拡大を図りながら、継続的に地域を応援してくれる関係人口の形成・増加を目指すとともに、観光誘客、UIJ ターンによる雇用促進や移住・定住等を促進するための首都圏交流拠点として、令和 2 年 9 月 10 日、東京日比谷に開業したものである。

本業務では、「8 base」を拠点に、圏域の地域資源を活用したフェアや交流イベント等を開催し、八戸圏域及び「8 base」の認知度向上やファンの創出・拡大を図ることを目的とする。

※八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町の 8 市町村。

【八戸都市圏交流プラザ「8 base」】

東京都千代田区内幸町一丁目 7-1 日比谷 OKUROJI (オクロジ) 内

2. 業務内容

(1) 地域資源活用フェアの開催

①開催時期

- ・圏域市町村の旬の地域資源などを活用したフェアを 2 回程度開催することとし、開催時期は委託者と協議のうえで決定すること。
なお、各市町村最低 1 回は出展させること。
- ・開催時間については、「8 base」の営業時間である 11:00 から 22:00 までの時間内で実施することとし、委託者と協議のうえで決定すること。

②開催場所

- ・「8 base」が入居する「日比谷 OKUROJI」を活用すること。

【日比谷 OKUROJI】

東京都千代田区内幸町一丁目 7-1

※施設・設備等の利用にあたっては、受託者と貸主の間で別途催事契約を結ぶ必要があり、利用料金については、委託料に含むものとする。

③フェアの企画

- ・八戸圏域の強みである「食」をメインとし、自然、歴史、文化 等を発信する企画とすること。
- ・フェアは八戸圏域事業者による地場製品の展示即売をメインとした内容とすること。なお、できる限り八戸圏域全ての市町村の地場製品を取り扱った展示即売を行うよう努めることとし、出店事業者の選定・連絡・調整を行うこと。また、事業者の出店に要する費用（旅費交通費・輸送費等）は委託料に含むものとする。
- ・出店事業者の売上につながるような企画や、イベント参加者が無料で楽しめる企画を含めることとし、その準備費用はその費用は委託料に含むものとする。（買い物客へのノベルティ配布、抽選による圏域製品のプレゼント等）
- ・展示即売は「日比谷 OKUROJI」において全日程で実施すること。

- ・展示即売と連動して、八戸圏域の観光 PR につながる企画を実施すること。
- ・イベント参加に要する費用は原則無料とすること。ただし、飲食に係る実費分に関しては、参加者からその一部又は全部を徴収することができる。

④フェアの準備

- ・開催にあたり、事前の広報を実施すること。SNS や WEB 広告の活用等、来場者の増加につながるような効果的な手法での広報に努めること。
- ・八戸圏域のフェアであることが認識できるよう、オリジナルののぼりやテーブルシート（長テーブル用）等の集客ツールを作成すること。
- ・企画内容に応じて、フェアで使用する各種物品（長テーブル、イス、のぼり用ポール・支柱）を準備すること。なお、長テーブル約 10 台、イス約 40 脚（丸イス含む）については、「日比谷 OKUROJI」より無料で借り受けることが可能。

⑤フェアの運営

- ・フェア開催時には、統括できる運営スタッフ 1 名を常時配置するほか、フェア実施に必要な運営スタッフを配置すること。

（２）交流イベントの開催

①一般向け交流イベントの開催

契約締結日から令和 8 年 3 月の間に、八戸圏域関係者等をゲストに迎え、八戸圏域の魅力をより広く伝える一般向けの交流イベントを 2 回程度開催し、企画・運営に当たっては、次の内容を満たすこと。

（ア）参加者の募集について

- ・20 人程度の参加を目安とする。
- ・募集及び告知に当たっては、ディスプレイ広告やチラシ及び SNS 等、様々な媒体を広く活用し、効果的な手法での広報に努めること。

（イ）内容について

- ・八戸圏域に関心を持つようなテーマの設定とテーマに応じたゲストを招聘すること。
- ・ゲストと参加者の交流のみならず、参加者同士が交流する機会を確保すること。
- ・八戸圏域の食、物産や人の魅力を伝える演出に努めること。なお、食や物産の魅力を伝える手段として、参加者へ八戸圏域の食材を使用した料理や地場産品を提供することとし、その費用は委託料に含むものとする。
- ・提供する料理や地場産品について、事前に店舗と確認のうえ適切な内容にて提供すること。ただし、委託者と協議のうえ、料理の提供や地場産品の提供にかかる費用の一部を参加者から徴収することも可能とする。
- ・交流イベントの進行管理を含めた運営全般を行うこと。
- ・参加者にスクラム 8 の LINE 登録を促すこと。
- ・参加者に交流イベント終了後に自身の SNS アカウントでの投稿を促すなど、本イベントをきっかけに八戸圏域の魅力が広く周知されるような工夫をすること。
- ・参加者に対するアンケートを実施すること。内容は委託者と別途協議する。
- ・交流イベント参加者等で、継続的に市からの情報提供を希望する者の連絡先（メールアドレス等）リストを作成すること。

（ウ）その他

交流会の様子は映像で記録し、アーカイブ配信用のデータを提供すること。なお、データの権利は委託者に帰属するものとする。

②事業者向け交流イベントの開催

契約締結日から令和8年3月の間に、八戸圏域関係者等をゲストに迎え、圏域の魅力をより広く伝える事業者向けの交流イベントを2回程度開催し、企画・運営に当たっては、次の内容を満たすこと。

(ア) 参加者の募集について

- ・20人程度の参加を目安とする。
- ・募集及び告知に当たっては、募集対象とする事業者に対して、効果的な手法での広報に努めること。

(イ) 内容について

- ・交流イベントをきっかけとして、参加者の事業化につながるような内容とすること。
- ・八戸圏域の食、物産や人の魅力を伝えるイベントとすること。なお、食や物産の魅力を伝える手段として、参加者へ八戸圏域の食材を使用した料理や地場産品のほか、観光情報等の資料を提供すること。
- ・イベント参加に要する費用は原則無料とし、料理や地場産品の提供にかかる費用は委託料に含むものとする。
- ・提供する料理や地場産品について、事前に店舗と確認のうえ適切な内容にて提供すること。
- ・交流イベントの進行管理を含めた運営全般を行うこと。
- ・参加者に対するアンケートを実施すること。内容は委託者と別途協議する。

3. 業務報告

業務終了後、実施状況（写真を含む）を取りまとめた報告書を作成し、電子データの記録媒体とともに紙媒体で提出すること。

4. 履行期限

令和8年3月19日（木）

5. その他

この仕様に定めのない事項、疑義の発生した事項は両者協議のうえ決定する。